

# 年末年始の休業について

北海道立消費生活センターは次のとおり下記の期間は休業いたしますのでお知らせします。

令和7(2025)年12月27日(土)～令和8(2026)年1月4日(日)

## 1 年末年始のセンター利用時間について

- ・北海道立消費生活センターは、令和7年12月27日(土)から令和8年1月4日(日)の期間は休館となります。消費生活相談の受付を含め施設のご利用はできませんので、ご了承ください。
- ・年内のご利用は、消費生活相談受付は12月26日(金)午後4時30分まで、施設利用は同日午後5時までとなります。令和8年は1月5日(月)午前9時から消費生活相談、施設ともご利用いただけます。

## 2 電子メール相談の回答について

- ・電子メール相談について、令和7年12月26日(金)の午前9時までに受け付けたメール相談は、原則として令和7年12月26日中にご回答いたします。令和7年12月26日(金)午前9時以降に受け付けたものについては、令和8年1月5日(月)以降のご回答となりますので、予めご了承ください。

## 3 クーリング・オフについて

- ・クーリング・オフなど期間の定められたものについて、年末年始はとくにご注意ください(クーリング・オフについての詳細は下記をご参照ください)。  
<https://www.do-syouthi-c.jp/soudan/coolingoff.html>

- ・クーリング・オフは発信主義ですので、クーリング・オフ通知を発信した日がクーリング・オフ期間内であれば、相手方に到達した日が期間を過ぎていても有効です。通知を行う際は、発信日が明確となるように郵便局窓口にて特定記録郵便や簡易書留で差出します。郵便局が開局していない時間(窓口取扱時間外)であっても、集配局のゆうゆう窓口では、特定記録郵便などの郵便物の差出しが可能です。お近くの集配局及びゆうゆう窓口開設時間については、日本郵便ホームページでご確認ください。

<https://www.post.japanpost.jp/index.html>

- ・クーリング・オフは電磁的記録(※)で行うこともできます。契約書面に通知先や通知方法が記載されていれば、それに従います。通知後は電子メールやウェブサイト上のクーリング・オフ専用フォーム等のスクリーンショットを保存しておきましょう。

※電磁的記録:電子メール、ウェブサイト上のクーリング・オフ専用フォーム、SNS、FAX等